

公表日：2025年10月14日
社会福祉法人 大田幸陽会

男女の賃金の差異に関する実績

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全職員	74.4%
正規職員	88.8%
非正規職員	80.5%

<説明>

対象期間：令和6年事業年度

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

正規職員：期間の定めがないフルタイム勤務の労働者で、役員を除く。

非正規職員：非常勤、嘱託、再雇用、登録ヘルパーを含み、嘱託医を除く。

※常勤換算はしておらず、頭数で算出。